



7

配偶者からの

暴力被害者支援給付金の給付について

定

額給付金・子育て応援特別手当は、平成21年2月1日を基準日として住民基本台帳上の世帯主を申請・受給者としています。そのため、配偶者からの暴力（DV）から逃れ、配偶者と別居し、また、追跡の恐れから住民基本台帳の変更手続きを行えなかったDV被害者については、給付金等を受け取れないのが現状です。

桂川町では、独自にDV被害者支援給付金制度を創設し、定額給付金等を受け取れないDV被害者に対して、定額給付金等相当額を支給することにより、経済的に厳しい状況に置かれ、自立に向け努力されているDV被害者の生活・子育てを支援します。

【対象となる方】

①平成21年2月1日時点で桂川町内に住民票があるが、DV被害により配偶者から逃れ、現在も居所（町内外は問わない）を隠して生活しているため、定額給付金・子育て応援特別手当の給付が受けられなかった方。

②桂川町外に住民票があるが、平成21年2月1日時点で、DV被害により配偶者から逃れ、桂川町内に居所を隠して生活し、現在も同様の状況にあるため、定額給付金・子育て応援特別手当の給付が受けられなかった方。

【対象とするDV被害者】 ※平成21年2月1日時点

- 地方裁判所に対して、保護命令の申請がされている方
- 女性相談所に一時保護されていた方
- 母子生活支援施設に入居されていた方
- 住民基本台帳等記載地以外で児童手当を受給されていた方

【配偶者からの暴力被害者支援給付金の額】

◎ 定額給付金相当額・・・1万2千円（一人当たり）

※但し、平成21年2月1日時点で65歳以上・18歳以下は2万円（二人当たり）

◎ 子育て応援特別手当相当額・・・3万6千円（二人当たり）

※世帯の第2子以降の幼児教育期の児童

【申請時の提出書類】

- 配偶者からの暴力被害者支援給付金申請書
- 本人確認ができるものの写し（運転免許証・各種健康保険証・国民年金手帳等）
- お子様の年齢等が確認できるものの写し（各種健康保険証・母子手帳等）
- 住所確認ができるものの写し（賃貸借契約書・家賃の請求書・公共料金の請求書等）
- DV被害者であることを公的機関が証明する書類の写し
- 口座振込先の金融機関名、支店名（または、支店番号）、口座番号および
- 口座名義人が確認できる書類の写し

【申請期限】

平成22年3月31日（水）まで

※手続き方法等詳しくは、お問合せください。

問合先

桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内

健康福祉課 高齢者・女性係（担当・田中）
福祉係（担当・江藤）

〒820・0693

福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地

☎ 0948・65・0001